

名古屋市港サッカー場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第75号

名古屋市港サッカー場条例の一部を改正する条例

名古屋市港サッカー場条例（平成 5 年名古屋市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

|       |             |         |         |         |         |          |
|-------|-------------|---------|---------|---------|---------|----------|
| サッカー場 | 40,000円     | 40,000円 | 80,000円 | 50,000円 | 90,000円 | 130,000円 |
| 会議室   | 1日1回 2,700円 |         |         |         |         |          |

を

」

「

|       |             |         |          |         |          |          |
|-------|-------------|---------|----------|---------|----------|----------|
| サッカー場 | 52,000円     | 52,000円 | 104,000円 | 65,000円 | 117,000円 | 169,000円 |
| 会議室   | 1日1回 3,500円 |         |          |         |          |          |

に改

」

める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市港サッカー場条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の利用料金の額については、なお従前の例による。